

委託連携加算の算定について（変更分）

【委託連携加算】令和3年4月より適用

・算定に関する基準

当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

※指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準
(平成十八年厚生労働省告示第百二十九号)より抜粋

・算定単位数 300単位

・委託金額 3,210円(地域単価10.7)

・算定方法 委託を開始した初回の計画作成費の請求時に算定可能で、集計表(介護予防ケアマネジメント・介護予防サービス計画集計表)※1の委託連携加算欄に○を入れ給付管理時に提出。

※1松原市地域包括支援センターホームページに掲載しています。

URL: [松原市地域包括支援センター \(matsubara-hokatsu.jp\)](http://matsubara-hokatsu.jp)

・算定可能パターン例

例1: ケアマネジャー(事業所)の都合により事業所を変更する場合

※ご利用者等からの変更希望も同様

例2: 担当する地域包括支援センターが変更となる場合

例3: 保存管理届を提出したご利用者と新規契約した場合

※要支援2(算定済み)→要介護1→要支援2(算定可能)

例4: 居宅介護支援事業所の事業所番号の変更の場合

注) 事業所の住所、名称、管理者の変更等は算定不可

例5: 予防直接契約をしていた方が総合事業委託プランに変更になった場合
(令和6年度改正により追記)

中止期間や保留期間からの再開は算定不可

契約の解除は、各地域包括支援センターへ連絡後に保存管理届の提出が必要

松原市地域包括支援センター徳洲会

TEL:072-334-3439

松原市地域包括支援センター社会福祉協議会

TEL:072-349-2112